

報告第10号

専決処分の報告について（損害賠償額の決定）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年6月9日報告

小松島市長 濱田保徳

損害賠償額の決定について

物損事故に関し、市の義務に属する損害賠償額を次のとおり決定する。

損 害 賠 償 額	115, 468円
相 手 方	小松島市立江町在住の女性
事故発生年月日	平成29年2月27日
事故発生場所	小松島市堀川町2番地先横断歩道
事 故 の 概 要	公用車と相手方女性が運転する電動アシスト自転車の出会い頭の衝突により事故が発生したもの

平成29年3月31日 専決第6号

小松島市長 濱田 保徳